

<報道発表資料>

令和 8 年 9 月 7 日

京都市保健福祉局医療衛生推進室医療衛生センター

旅館業の駐在義務及び対面による面接義務に違反した施設 の営業者等の公表

京都市では市民生活を最重要視し、市民及び宿泊者の安全安心の確保や京都にふさわしい良質な宿泊環境を整備するため、法の範囲内で全国で最も厳しいと言われる条例をはじめとした独自ルールを定め、宿泊施設の営業者への厳格な指導に取り組んでいます。

令和 8 年 2 月には、不適切な民泊へ違反对応の強化策を実施するとともに、4 月からは監視指導体制を強化し、民泊のさらなる適正化を推進しています。

監視指導の結果、小規模宿泊施設*における駐在義務や対面による面接義務に違反していることを確認したため、京都市は、営業者に対し、指導及び措置命令を行いました。当該措置命令に反していたことが確認されたことから、旅館業法第 8 条の規定に基づく営業停止（9 月 2 日又は 3 日からの 30 日間）及び京都市旅館業法の施行及び旅館業の適正な運営を確保するための措置に関する条例第 26 条第 3 号の規定による過料処分（金 5 万円）を行いました。

今回確認された法令違反については、駐在義務違反及び対面による面接義務違反の双方に該当する 4 営業者に対して営業停止処分及び過料処分を、対面による面接義務違反のみに該当する 1 営業者に対しては過料処分を、それぞれ令和 8 年 8 月 31 日付けで発出しましたので、下記のとおり当該施設の営業者等を公表します。

なお、小規模宿泊施設における駐在義務違反及び対面による面接義務違反による行政処分は、京都市において初めての事例となります。

*小規模宿泊施設とは、一戸建て又は長屋建て（階数が 3 以下で他の用途との共用部分がないもの）であって、客室数が 1 室であり、施設のすべてを 1 組（定員 9 人以下）の宿泊者の利用に供する簡易宿所であり、宿泊客の滞在中は、従事者が施設からおおむね 10 分以内（徒歩 800m 以内）に到着できる場所に駐在するものをいう。

【行政処分を行った営業者】

営業者氏名	宮村 明子
主たる事務所の所在地	枚方市山之上 5 丁目 3 7 番 1 号
違反内容	駐在義務違反及び面接義務違反
行政処分内容	営業停止（30 日間）、金 5 万円の過料徴収
施設名称	京町家 古今 東山
施設所在地	京都市東山区正面通本町東入茶屋町 5 1 7 番地 6
営業の種別	簡易宿所 京町家 (施設内部にて対面による面接を行うタイプ)
許可日	平成 27 年 7 月 10 日
施設規模	客室：1 室、総定員：5 人

営業者氏名	株式会社金衛 代表取締役 甘 源
主たる事務所の所在地	千代田区霞が関三丁目2番5号
違反内容	駐在義務違反及び面接義務違反
行政処分内容	営業停止（30日間）、金5万円の過料徴収
施設名称	京と家 鴨川五条
施設所在地	京都市下京区木屋町通六軒上る都市町143番地15
営業の種別	簡易宿所 京町家 (施設内部にて対面による面接を行うタイプ)
許可日	平成30年4月4日
施設規模	客室：1室、総定員：7人

営業者氏名	アスター国際産業ソリューション株式会社 代表取締役 弓長 佳葉
主たる事務所の所在地	京都市右京区山ノ内北ノ口町19番地1
違反内容	駐在義務違反及び面接義務違反
行政処分内容	営業停止（30日間）、金5万円の過料徴収
施設名称	京恋 六波羅
施設所在地	京都市東山区六波羅南通東入三盛町168番地
営業の種別	簡易宿所 (施設外に設けた帳場にて対面による面接を行うタイプ)
許可日	令和2年1月15日
施設規模	客室：1室、総定員：9人

営業者氏名	北村 明夫
主たる事務所の所在地	京都市東山区清水四丁目182番地20
違反内容	駐在義務違反及び面接義務違反
行政処分内容	営業停止（30日間）、金5万円の過料徴収
施設名称	HOTEL ROKU - 轆轤町
施設所在地	京都市東山区松原通大和大路東入二丁目轆轤町101番地61
営業の種別	簡易宿所 (施設外に設けた帳場にて対面による面接を行うタイプ)
許可日	令和2年9月18日
施設規模	客室：1室、総定員9人

営業者氏名	栄次郎株式会社 代表取締役 簡 勝宏
主たる事務所の所在地	東京都台東区谷中三丁目23番10号 モダーヴ西日暮里 401
違反内容	面接義務違反
行政処分内容	金5万円の過料徴収
施設名称	次郎邸
施設所在地	京都市南区東九条河辺町23番地15
営業の種別	簡易宿所 (施設外に設けた帳場にて対面による面接を行うタイプ)
許可日	令和7年2月27日
施設規模	客室：1室、総定員：9人

<お問合せ先>

京都市保健福祉局医療衛生推進室医療衛生センター
宿泊施設適正化担当
電話：075-585-5653

(参考)

○旅館業法

(営業者の講ずべき衛生措置)

第4条 営業者は、旅館業の施設について、換気、採光、照明、防湿及び清潔その他宿泊者の衛生に必要な措置を講じなければならない。

2 前項の措置の基準については、都道府県が条例で、これを定める。

3 略

(営業の許可の取消又は営業の停止)

第8条 都道府県知事は、営業者が、この法律若しくはこの法律に基づく命令の規定若しくはこの法律に基づく処分に違反したとき、又は第3条第2項各号(第4号を除く。)に該当するに至つたときは、同条第1項の許可を取り消し、又は一年以内の期間を定めて旅館業の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。営業者(営業者が法人である場合におけるその代表者を含む。)又はその代理人、使用人その他の従業者が、当該旅館業に関し次に掲げる罪を犯したときも、同様とする。

(1)～(4) 略

○京都市旅館業法の施行及び旅館業の適正な運営を確保するための措置に関する条例(抄)

(衛生に必要な措置の基準)

第15条 法第4条第2項に規定する衛生に必要な措置の基準は、次に掲げるとおりとする。

(1)～(12) 略

(13) 次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に掲げる場所に、人を宿泊させる間滞在し、又は使用人等を滞在させること。

ア 第10条第1項の規定により施設外玄関帳場を設ける場合及び同条第2項の規定により玄関帳場を設けない場合 施設におおむね10分以内に到着することができる場所

イ アに掲げる場合以外の場合 施設の内部

(14) 略

(旅館業の適正な実施)

第18条 1～3 略

4 営業者は、施設の内部又は施設外玄関帳場において、面接の方法（玄関帳場代替設備を設置している場合にあっては、面接と同等の方法として市長が認める方法）により、宿泊者の本人確認及び人数確認並びに適切な鍵の受渡し（客室の出入口が鍵を掛けることができるものである場合に限る。）をしなければならない。

5 以下略

(勧告及び命令)

第20条 略

2 市長は、前項の規定による勧告を受けた者がその勧告に係る措置を採らなかったときは、その者に対し、相当の期限を定めて、その勧告に係る措置を採ることを命じることができる。

(公表)

第23条 市長は、営業者に対し、法第7条の2各項若しくは第8条若しくはこの条例第20条第2項の規定による命令又は法第8条の規定による許可の取消し（以下「命令等」という。）をしたときは、次に掲げる事項を公表することができる。

- (1) 当該命令等を受けた営業者の氏名及び住所（法人にあっては、名称及び代表者名並びに主たる事務所の所在地）
- (2) 当該命令等に係る施設の所在地
- (3) 当該命令等の内容
- (4) その他市長が必要と認める事項

(過料)

第26条 次の各号のいずれかに該当する者は、50,000円以下の過料に処する。

- (1)、(2) 略
- (3) 第20条第2項の規定による命令に違反した者
- (4) 略

○旅館業法第8条の規定による停止命令に関する要綱（抄）

(停止期間)

第4条 前条の規定により旅館業を停止する期間は30日間とする。

○京都市旅館業法の施行及び旅館業の適正な運営を確保するための措置に関する条例に基づく措置命令違反の事業者に対する過料の手続に関する要綱（抄）

(過料処分)

第4条 措置命令に違反した者に科する過料の額は、50,000円とする。

2、3 略

4 弁明に正当な理由があると認められるときは、過料処分を行わないことができる。